

告示

埼玉県告示第百七十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和四年三月八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）コーナン越谷大里店

埼玉県越谷市大字大里字上五十五番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

大規模小売店舗の予定建物は、周辺が事実上の住宅地域であることを全く考慮せず、隣地のパークハイツ越谷にあまりに近接しており、全三百四十戸のうち、約八十戸に日照の障害が発生します。更には、眺望の障害、圧迫感、騒音、光害、異臭等が不快の限度を超え健康被害を生じかねません。建物の配置プランを変更し、健康被害がないようにしてください。

また建物の空調機、冷凍機等の室外機類は十分な遮蔽措置を取り、準工業地域ではなく、住宅地域の騒音基準を満たす機器を設置してください。

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

開店時刻（午前六時三十分）及び閉店時刻（午後九時四十五分）、荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯（午前六時から午後十時）は、二つの小学校を擁した静穏な地域にそぐわないものであり、早朝から狭い道路の車の流量が増え、交通渋滞・開店待ちの車両待機が想定されます。特に無数にある児童の通学路での安全確保が絶対条件です。開店時間（付随する荷さばき可能時間、駐車時間）を一般的な午前十時からとして、リスクを軽減してください。

夜間（午後八時から午後十時）の荷さばき、駐車場利用は隣接するマンション住戸にあつては、騒音・光害により安眠妨害等不快の限度を超えるものとなります。

閉店時間（付随する荷さばき可能時間、駐車時間）を一般的な午後八時までとしてください。

二 縦覧期間

令和四年三月八日から令和四年四月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター